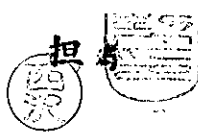


会長 副会長

常務

担

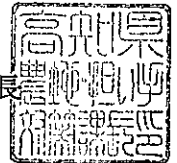


26高農担第340号

平成26年8月5日

高知県行政書士会長 様

高知県農業振興部農地・担い手対策課長



第1種農地における墓地の転用について

平素は農地法の適正な運用につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、従来、第1種農地において墓地を設置する場合、農地法施行規則第33条第4号には該当しないとされておりましたが、このたび、中国四国農政局に問い合わせたところ、農地法施行規則第33条第4号にいう「その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設」に該当する旨、回答がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡

平成 26 年 8 月 5 日

高知県行政書士会長 様

高知県農業振興部農地・担い手対策課長

農地法施行規則第 33 条第 4 号の取扱いについて

平素は農地法の適正な運用につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

今般の第 1 種農地の墓地転用について、通知をさせていただくにあたり、農地法施行規則第 33 条第 4 号の本県の現在の取扱いを下記によりご確認ください。

記

- 1 農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定される「その他申請に係る周辺の地域において居住する者」とは、申請に係る土地が接続する既存の集落に居住する者である。
- 2 農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定される「集落に接続して」とは、申請に係る土地が既存の集落から 60m 以内の距離にあることをいう。

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部 農地・担い手対策課

農地調整担当

E-mail 160101@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL 088-821-4515

FAX 088-821-4519